

各位

災害用備蓄食品を申込む際の合意事項

日本貿易振興機構
管理課

ジェトロの災害用備蓄食品の提供にご関心をもってくださいありがとうございます。
災害用備蓄食品の提供を申し込むに当たっては、以下の点についてご確認・ご了解のうえ、
お申込みください。

1. 転売等の禁止

提供する食品を転売及び金銭その他の有価物と交換することを禁止する。

2. 提供方法

ジェトロ本部 10 階（東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル）での現物引き渡しを
可とする者に限る。搬出時にはアーク森ビルの所定の手続きに対応すること。

3. 申込数量と配分方法

提供可能な数量は、個数単位ではなく、箱単位とする。ただし、1 品目につき最大 15 箱
までとし、確実に食品として利用できる量を申し込む。
提供数を上回る申し込みがあった場合は先着順とする。

4. 賞味期限を過ぎた提供食品の取り扱い

食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであるこ
とを認識した上で、自らの責任においてジェトロから当該提供食品を引き取ること。

5. 責任の所在

引き渡し後は、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理
を行う。提供食品の譲渡後に発生する事故等への責任は、一切、ジェトロには問わない。

6. 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人やNPOなど支援を必要とする団
体に対して提供食品を譲渡する。

7. 提供食品の情報の記録、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取り扱いに関する情報（提供先、提
供時期、提供品目、提供数量等）を記録し一年間保存する。また求めに応じてジェトロ

に報告する。また、ジェトロのウェブサイトで公表することを了承する。

8. 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力行為、ジェトロの信用を毀損する行為を行わないことを約する。

9. 誠実協議

上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上、決定する。